

公 告

鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年7月18日

鳥取市病院事業管理者 平野 文弘

1 委託業務名

鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務委託

2 委託業務の概要

鳥取市立病院院内託児所及び病後児保育施設の管理運営業務を委託するもの。

3 施設概要

(1) 院内託児所

施設種別 認可外保育施設

所在地 鳥取市市場一丁目1番地 鳥取市立病院敷地内 託児所施設

(2) 病後児保育施設

施設種別 病後児保育施設

所在地 鳥取市市場一丁目1番地 鳥取市立病院敷地内 病後児保育施設

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 参加資格条件

次に掲げる条件を満たす者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- ② 鳥取市内に本社又は営業所等を有する法人等であって認可保育施設又は認可外保育施設を管理運営（業務委託契約による管理運営も含む。）していること、又は鳥取県内において病院内保育施設を管理運営（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- ③ 病児・病後児保育施設を管理運営（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- ④ 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年10月27日鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「その他」に登録されている者（契約締結時までに資格区分を「役務」の「その他」として競争入札参加資格を取得する見込みである者を含む。）であること。
- ⑤ 個人情報保護方針の社内規定を設けていること。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当するものは、参加者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づいて、更生又は再生手続き等を行っている者
- ③ この公告の日以後契約を締結するまでの間において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間があること。

6 手続等

(1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

担 当： 鳥取市立病院事務局総務課
所 在 地： 〒680-8501 鳥取県鳥取市の場一丁目1番地
電 話： 0857-37-1522
FAX： 0857-37-1553
e-mail： hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp
ホームページ： <http://hospital.tottori.tottori.jp/>

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の配付期間及び配付場所

交付場所： (1)に同じ
配付期間： 令和7年7月18日（金）から令和7年7月30日（水）まで
配付時間： 8時30分から17時まで（土日祝日を除く。）
（鳥取市立病院ホームページにも掲載）

(3) 参加表明書、提案書の提出期限、提出場所及び提出方法について

- ① 提出期限： 参加表明書 令和7年7月30日（水）17時（必着）
提案書 令和7年8月25日（月）17時（必着）
- ② 提出場所： (1)に同じ
- ③ 提出方法： 持参すること

7 最も優れた提案を行った者の選定方法及び審査基準

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書及びプレゼンテーション内容を「鳥取市立病院院内託児所等管理運営委託業者選定委員会」において評価し、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。審査結果は、決定後速やかに各提案者に文書で通知する。

(1) プロポーザルの選定に係る審査基準

- ① 業務の実績、実施方針等
- ② 運営費用
- ③ 業務体制及び人員確保
- ④ 安全・事故防止等
- ⑤ 保育内容・質の確保
- ⑥ その他独自提案

8 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨等

提案に使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）、時刻は日本標準時とする。

(2) 参加表明書及び提案書の作成並びに提出等に要する費用

提案参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、「鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」において定める。